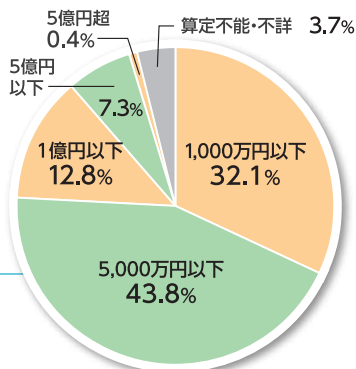


誰もが関係するかもしれない相続

相続税の負担が少ない5,000万円以下の財産の分割であっても、もめているケースが多いことがわかります。

▶遺産価額別遺産分割に関する家庭裁判所での争い件数

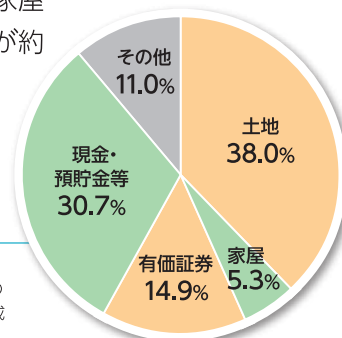
出典:最高裁判所「司法統計年報」(平成27年度)をもとに作成



相続財産は、土地・家屋等、分割の難しい財産が約半分を占めています。

▶相続財産の内訳

出典:国税庁「平成27年分の相続税の申告状況について」をもとに作成



相続でもめるのは、資産家の方々だけではないことを裁判所のデータは示しています。また、不動産等の換金しにくい財産が多いと、遺産分割争いが生じやすくなります。

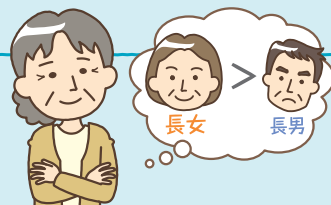
相続での心配事やもめる可能性のある一般的なケース

相続での心配事または、相続発生後にもめる可能性がある一般的なケースとして、次のような例があります。

ケース1 相続人が複数いるが、特定の人に財産を多くのこしたい

同居して母親の介護をしてきている長女には、子どもが2人いて、別居の長男には子どもがいない。介護をしてきて、孫の教育費がかかる長女により多くの財産をのこしたい。

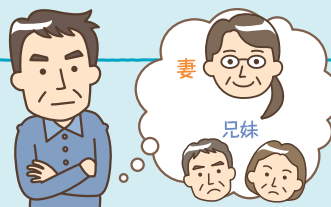
問題: 法定相続分どおりに相続した場合、長女と長男は半分ずつ相続することになる。



ケース2 子どもがいない夫婦で、妻にすべての財産をのこしたい

子どもはいないので、夫は妻に全財産をのこしたいと考えている。夫は3人兄妹で、夫の父母は既に他界。

問題: 法定相続分どおりに相続した場合、夫の兄妹は8分の1ずつ相続することになる。



ケース3 複数人の子どもがいて、相続財産に片寄りが生じる

土地・家屋の価格4,000万円、預金1,000万円を母親が保有している。母親に相続が発生したときは、長男に土地・家屋を、長女に預金を相続させたいと考えている。

問題: 土地・家屋の相続と預金の相続では、相続財産の額に大きな差が生じる。



相続で「うちに限って兄弟でもめるなんて」とお考えの方もいらっしゃると思いますが、不公平感からもめごとが起きているのも実情です。

相続を機に、仲の良かった兄弟姉妹が不仲になることも…

土地等の財産をお子様方にのこしたいとお考えの方も多いかと思いますが、兄弟姉妹等で単純に分割することは難しく後々もめることにもなりかねないため、慎重に判断されることが必要です。